

事務処理要領の一部変更新旧対照表

変 更 後	現 行	改定理由
<p style="text-align: center;">第3章 契約の変更または解約</p> <p>1. ～2. [略]</p> <p>3. 加入生産者の名義変更・事業譲渡</p> <p>(1) 加入生産者が畜産経営の全てをその家族に譲渡する場合単協等は2号会員等を通じて基金に各種変更届を提出する。加入生産者が法人化により名義を変える場合は、各種変更届に登記簿謄本を添付する。</p> <p>(2) 加入生産者が畜産経営の全てを家族以外の者に譲渡する場合や、<u>配合飼料価格変動リスクを伴わないで単に家畜の飼養管理のみを行う受託生産者に移行する場合</u>、単協等は2号会員等を通じて基金に、経営移譲にともなう<u>名義変更届</u>を提出し、事業譲渡契約書または<u>飼養管理委託契約書</u>または家畜の売買契約書及び施設譲渡（賃貸借）契約書等を添付する。</p> <p>(3) (1) 及び (2) の手続により、譲渡元の生産者と締結した基本契約書及び数量契約書は、当該年度中においては、譲渡先の実産者との契約書として効力を有する。</p> <p>(4) 加入生産者が畜産経営の一部を譲渡し、自らも経営を継続する場合、単協等は次年度の開始前に、2号会員等を通じて基金に各種変更届を提出し、<u>事業譲渡契約書等を添付</u>する。この場合、譲渡元の生産者と締結した数量契約書は、譲渡先の実産者に対しては、効力を有さない。</p> <p>(5) (1) (2) 及び (4) のいずれの場合も、譲渡先の実産者は次年度の開始前に、次年度数量契約書に加えて、次年度を開始時期とする基本契約書を締結する。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 契約の変更または解約</p> <p>1. ～2. [略]</p> <p>3. 加入生産者の名義変更・事業譲渡</p> <p>(1) 加入生産者が畜産経営の全てをその家族に譲渡する場合、単協等は2号会員等を通じて基金に各種変更届を提出する。加入生産者が法人化により名義を変える場合は、各種変更届に登記簿謄本を添付する。</p> <p>(2) 加入生産者が畜産経営の全てを家族以外の者に譲渡する場合、単協等は2号会員等を通じて基金に、経営移譲にともなう<u>名義変更申請書</u>を提出し、事業譲渡契約書または<u>預託契約書</u>または家畜の売買契約書及び施設譲渡（賃貸借）契約書を添付する。</p> <p>(3) (1) 及び (2) の手続により、譲渡元の生産者と締結した基本契約書及び数量契約書は、当該年度中においては、譲渡先の実産者との契約書として効力を有する。</p> <p>(4) 加入生産者が畜産経営の一部を譲渡し、自らも経営を継続する場合、単協等は次年度の開始前に、2号会員等を通じて基金に各種変更届を提出する。この場合、譲渡元の生産者と締結した数量契約書は、譲渡先の実産者に対しては、効力を有さない。</p> <p>(5) (1) (2) 及び (4) のいずれの場合も、譲渡先の実産者は次年度の開始前に、次年度数量契約書に加えて、次年度を開始時期とする基本契約書を締結する。</p>	<p>イン傘下になる場合を付記。</p> <p>「預託契約」は、生産者が配合飼料価格変動リスクを伴う場合があるため「飼養管理委託契約」とした。</p> <p>事業譲渡契約書等の添付を明確にするため。</p>

事務処理要領の一部変更新旧対照表

変 更 後	現 行	改定理由
<p>附則（令和3年10月14日） 変更後の業務方法書は、令和3年10月14日から適用する。</p>		

